

平成29年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社TOKYO BASE  
代表者名 代表取締役CEO 谷 正人  
(コード番号 3415 東証第一部)  
問合せ先 取締役CFO 中水 英紀

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年5月26日開催予定の第9回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年5月26日(予定)  
定款変更の効力発生日 平成29年5月26日(予定)

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (条文省略) (機関構成)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり) (機関構成)</p>
<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p>	<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u> (削除)</p>
<p>第5条～第18条 (条文省略) (取締役の員数)</p>	<p>第5条～第18条 (現行どおり) (取締役の員数)</p>
<p>第19条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p>	<p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、8名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p>
<p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>②～③ (条文省略) (取締役の任期)</p>	<p>②～③ (現行どおり) (取締役の任期)</p>
<p>第21条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第21条 (現行どおり)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によつて、代表取締役を選定する。</p> <p>②～③ (条文省略)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によつて、<u>取締役(監査等委員を除く)の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によつて重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(<u>監査役の員数</u>)</p> <p>第31条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(<u>監査役の選任</u>)</p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役の任期</u>)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤<u>監査等委員</u>)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第<u>35</u>条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p>第<u>36</u>条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第<u>37</u>条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第<u>38</u>条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第<u>39</u>条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第<u>33</u>条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第<u>34</u>条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第<u>35</u>条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第<u>36</u>条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第42条～第44条 (条文省略) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第46条～第49条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第37条～第39条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(附 則)</p> <p><u>第1条 第21条の規定にかかわらず、平成27年5月27日開催の第7回定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成29年開催の定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、当該期日経過後、これを削除する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(附 則)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、第9回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>第2条 第9回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</u></p>

以 上